

剣道試合・審判規則並びに剣道試合・審判細則 中四国学生剣道連盟グランドルール

【平成23年5月15日改正実施】

規則第2条（試合場）

- 1 本連盟の大会の試合場は、境界線を含み一辺を11メートルの正方形を原則とする。
試合場の外側に1.5メートルの余地を設ける。
- 2 試合者以外は指定区域外で待機する。
団体戦においては、試合者以外のチームの監督・登録選手は、境界線から1.5メートル離れて座ることを厳守する。

規則第3条（竹刀）

- 1 鏢は柄革前縁に固定するよう指導する。できない場合は取り替えさせる。
- 2 同じ試合中に一刀と二刀を変えることはできない
- 3 中結が所定の位置（剣先から全長の1/4）に固定できない場合は竹刀を取替えさせる。
- 4 竹刀の交換は自チーム内のみで認める。
- 5 補修用などのためにテープを使用しない。
- 6 竹刀の刃部に指定する検査済みシールを貼る（竹刀検査は重量だけでなく先革の太さ、中の異物の有無、破損の有無なども検査する）

規則第4条（剣道具）

- 1 手の内の破れている小手は取替えさせる。
- 2 大学名及び個人名を記入した名札を着用しない選手は出場を認めない。但し、団体戦において同一チーム内に同姓者がいる場合は、苗字の右下に名前の1文字を入れること。
- 3 サポーターなど（テーピング・足袋を含む）の使用については、第1試合開始前までに審判主任に申し出て許可を得なければならない。個人戦出場者は個人で、団体戦出場者は、大学単位でまとめて、申し出る（許可書の提示を求められた時には提示できるようにすること）。

規則第18条 第15条、16条の禁止行為の違反には厳しく対処する

退場させられたものの既得権は認めない。リーグ戦においてはリーグ戦の全ての試合を負けとし、既得した全ての有効打突を取り消し、相手に2本を与える。

団体戦においては補欠の出場は認めない（編成区分への補充は不可）。

*編成区分とはポジションを意味する。

規則第19条 規格外竹刀の使用は相手に2本を与え、その試合の既得本数、既得権を認めない。

リーグ戦においてはリーグ戦の全ての試合を負けとし、既得した全ての有効打突を取り消し、相手に2本を与える。

団体戦においては補欠の出場は認める（編成区分への補充は可能）。

人数減のため出場規定人数に達しなくなった場合はチームの不戦負けとする

*第15、16条の違反（厳しく罰する）と区別するため、不正竹刀の使用は個人の罰則のみとしてチームの罰則としない

細則第23条

審判員の服装は、次のとおりとする。

- (ア) 春、冬は、紺色の上衣を着用し、夏は、上衣を着用しない。
- (イ) ズボンは、灰色無地とする。
- (ウ) ワイシャツは、白色無地とし、さらに夏は、半袖とする。
- (エ) ネクタイは、えんじ色無地とし、夏は開会式および閉会式の時に着用する。その他の季節は、終日着用する。
- (オ) 靴下は、紺色（無地）。

中四国学生剣道連盟指導指針

【平成16年5月23日実施】

1 監督のありかた

- ① 試合場に入るのは選手および監督・主務とする。

「選手」とは現在行われている試合であって、選手の中には団体戦の場合は補欠を含む。
準決勝以後は、当該試合場以外を解放するが、着座して拍手のみの応援を認める。

- ② 監督の違法行為に対する罰則規定

監督の審判に対する圧力言動が見られた場合は、審判主任は「当該監督を退場処分とする」ことができる。また、処分を受けた該当監督は、審判長に異議申し立てができる。

- ③ 監督は試合（団体戦）中に正座するよう努める。

2 主務のありかた

- ① 試合場に入るのは選手および監督・主務とする（同上）。

- ② 主務の任務

i) 代表者会議の内容を選手に確実に伝達する。

ii) 団体戦の場合、オーダー表を2試合前までに各試合場の競技補助員に提出するよう努める。

iii) 選手に赤・白の目印を付けさせる。

iv) サポーターなど（テーピング・足袋を含む）の使用については、使用許可申請書に必要事項を予め記入して、第1試合開始前までに審判主任に申し出るように準備をする。

対象者は、団体戦の場合は大学単位で主務が選手を同行して申し出る。また、個人戦の場合は選手個人で申し出る。ただし、踵（かかと）に踵（かかと）用以外のサポーター、皮底の足袋の使用は禁止する。

3 試合者のありかた

- ① 試合場に入るのは選手および監督・主務とする（同上）。